

特定特殊自動車改善措置届出一覧表

改善措置届出日:平成 28年 2月 26日

改善措置届出番号	17	改善措置開始日	平成 28年 2月 26日
届出者の氏名又は名称	株式会社 加藤製作所 取締役社長 加藤 公康 問い合わせ先：プロダクトサポート部 TEL 03-3458-1122		
不適合の部位(部品名)	原動機 (ターボチャージャ)		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	ホイール・クレーンの原動機において、エンジンオイルの潤滑性が低下した状況下におけるターボチャージャのスラストベアリングの耐久性が不足しているため、当該状況下で繰り返しエンジンに高負荷を加えたり高回転域で使用すると、スラストベアリング及びスラストリングに摩耗を生じることがある。そのため、ターボチャージャのシャフトにガタつきが生じ、そのままの状態で使用を続けると、ターボチャージャのシールリングが損傷してエンジンオイルが漏れ出し、当該オイルがエンジン内部、排気系に入り込み、白煙、異音、エンジン回転数の上昇等の不具合が発生し、最悪の場合、エンジンが破損するおそれがある。		
改善措置の内容	全車両、ターボチャージャを対策品と交換する。 また、インタークーラおよび交換したターボチャージャ内部にエンジンオイルの漏れが確認された場合は、エンジン、吸気系、排気系の装置を点検し、損傷部品の交換を行う。 さらに使用者に対し、エンジンオイル点検の重要性について注意喚起を行う。		
不具合件数	0件	事故の有無	なし
発見の動機	市場からの情報及び国土交通省からの指摘による。		
特定特殊自動車使用者に周知させるための措置	ダイレクトメールまたは直接訪問して通知する。		

車名	型式	呼称 (カタログ名)	改善措置対象車の 車台番号及び製作年月日	改善措置対象車の 台数	備考
カトウ	UDS- KRC011	KR-25H-V8	KRC011-0147 ~ KRC011-0894 平成 25年 6月 25日 ~ 平成 26年 11月 14日	2台	承認番号 NV2-117